

11月は児童虐待防止 推進月間です

子どもを傷つける4つの行為

児童虐待とはどんな行為を指すのでしょうか？ 主に次の4つの行為に分類されています。

- ◎ **身体的虐待**：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ◎ **性的虐待**：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ◎ **ネグレクト**：家に閉じ込め、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になってしまった病院に連れて行かないなど
- ◎ **心理的虐待**：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス…DV）など

児童虐待は早期発見と早期対応が極めて重要に！

児童虐待は、子どもの人権を侵害するだけでなく、時には子どもの生命を奪うなど、子どもの生命の危険や心身の発達、人格形成に大きな影響を与える場合が少なくありません。

児童虐待は社会全体で解決すべき課題です。そして、早期発見と早期対応が極めて重要です。

子どもに直接関わる機関はもちろんのこと、地域においても児童虐待かなと思ったら、迷わず連絡をしてください。連絡をいただいた方の情報や秘密は守られますし、匿名でも構いません。あなたの通報で大切な子どもの命が守られます。地域の見守りで児童虐待を防ぎましょう！



児童虐待防止運動のマスコット「めみちゃん」

児童虐待は社会全体で
解決すべき課題です



石狩市の取り組み

市では「石狩市こども見守りネットワーク協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置しています。これは保育所や幼稚園、学校、医療機関、警察、福祉関係施設および事業所、児童相談所、市担当部局などの機関が連携した組織であり、保護を必要とする児童などへの支援を行っています。

ほかにも、ご自身の出産やお子さん（0～18歳）のことで悩んでいる方への相談にも応じます。困っているときは、「こども相談センター」へお気軽にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金制度

母子家庭および父子家庭の親を対象に、ホームヘルパーなどの技能取得のために受講する講座や講習会の経費の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」と、さらに就職に有利とされる看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の技能を取得するための専門学校などの訓練期間中にいて、必要な学費および生活費の一部を給付する「高等職業訓練促進給付金」制度があります。資格取得を検討される方は「こども相談センター」にお問い合わせください。



「オレンジリボン」には
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています

里親制度

現在、さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもたちが、全国で4万6,000人います。

子どもは家庭的な環境で育てられるのが望ましく、こうした子どもを、自分の家庭に迎え入れて育てる方を「里親」といいます。里親は特別な方でないとなれないわけではなく、要件を満たし、児童相談所での面談などを経て里親として登録されます。

里親に委託される子どもの年齢、養育期間などはさ

まざまですが、児童相談所で里親さんのお仕事の状況や家庭の事情なども踏まえ、受け入れを決定します。

受け入れ後も里親に対する研修や助言など、児童相談所などによる支援があります。ぜひ里親にご登録いただき、家庭での子どもの養育をお願いします。

問合せ

北海道中央児童相談所 ☎011・631・0301



毎年11/12～25(女性に対する暴力撤廃国際日)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

夫婦げんかとDVは違います!

パートナーを自分の思いどおりに支配(コントロール)しようとする態度や行動がDVです。なぐる、蹴るといった暴力だけがDVではありません。恐怖感を与える、ののしる、無視する、性行為を強要する、生活費を渡さないなども暴力です。

DVが子どもに与える影響も深刻です。子どもの前で行われるDVは、子どもに対する心理的虐待になります。警察庁の今年上半期に関する発表によると、警察から児童相談所への虐待の通告のうち、大きな割合を占める心理的虐待では、子どもの前で配偶者や親族に暴力を振るうDVが66%を占めました。

当てはまるものはありませんか?

- 刃物などを突きつけて、命の危険を感じるような恐怖を与えることがある
- 「バカ」「能なし」とののしり、無視する
- あなたが友達や両親と交際するのを嫌がる
- あなたの大事なものを壊す
- 拒否しているのに性行為を強要する
- 生活費を渡さない
- 「外で働くな」「仕事をやめろ」と言う
- パートナーの機嫌が悪くならないように、いつも神経を張り詰めて生活している

配偶者から
DV被害を受けた
経験のある女性は
約3人に1人
(内閣府調査H24.4公表)



相談窓口

一人で悩まず、まずはご相談ください。

● 北海道立女性相談援助センター

札幌市西区西野3・9・12・36

☎011・666・9955

※平日9時～17時

水曜のみ17時30分～20時も

● 広聴・市民生活課

(女性のための相談窓口)

市役所1階17番窓口

☎72・3227

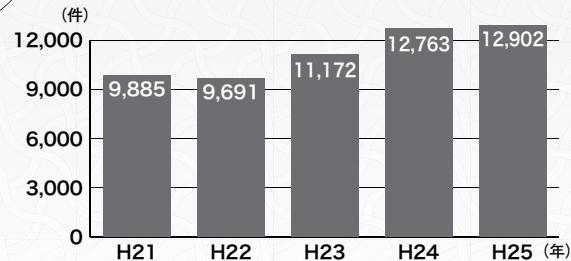
※平日8時45分～17時15分

通報先

配偶者からの暴力(身体に対する暴力に限る)を受けている人を発見したら警察または上記の北海道立女性相談援助センターに通報してください。

北海道における最近の被害状況

相談件数は近年増加しています



期間中の取り組み

①パネル展

DVのほか、若い男女間で起こりやすいデートDVやストーカー行為などについて、ご説明します。

期間 11/11(火)～23(日)

場所 市民図書館(花川北7・1)



②特設相談窓口

相談無料。秘密厳守。お気軽にご相談ください。

○DV相談

既婚や未婚を問わず、女性への暴力についてカウンセラーが解決のお手伝いをします。

秘密厳守。安心してお越しください。

日時 11/15(土)11時～16時

(予約不要。電話受け付け可)

場所 市民図書館(花川北7・1)

相談員 北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区

☎72・3227

○特設電話相談：女性の人権ホットライン

専用電話☎0570・070・810

女性の人権に関する悩み事や心配事について、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応し、解決に導きます。

受付 11/17(月)～23(日)

平日8時30分～19時、土日10時～17時

※上記期間以外は平日8時30分～17時15分

問合せ 札幌法務局人権擁護部第二課

☎011・709・2311(内線2208)